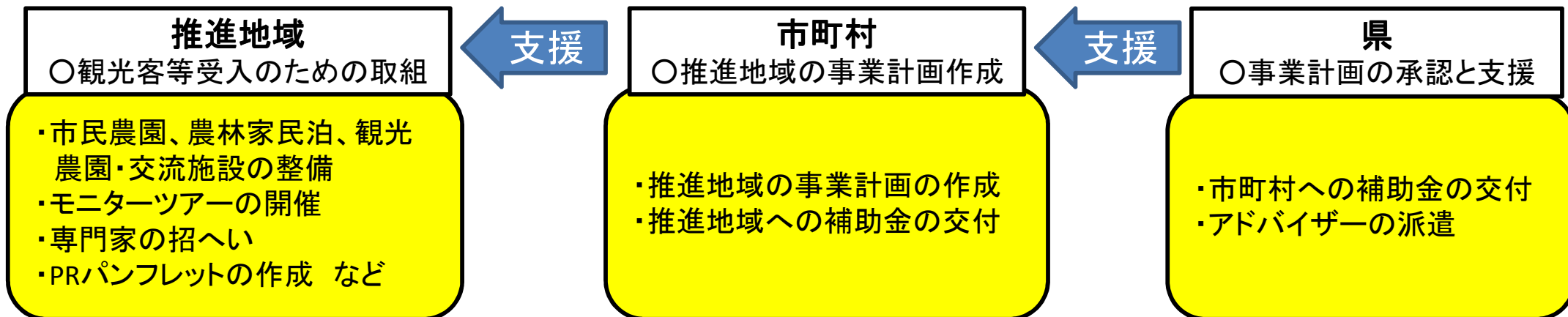


県ではグリーンツーリズムを推進する地域(市町村)を支援します (グリーンツーリズム推進事業)

農山村でのグリーンツーリズム推進を図るため、地域での取組に対する支援を行います。



県の支援体制

○補助金

- ・事業主体:市町村
- ・事業実施者:市町村、市民農園開設者、農林家民泊開設者、農業協同組合等
- ・補助限度額:3,500千円(複数メニューを実施する場合は5,000千円)
- ・補助率:<ハード事業:市民農園、農林家民泊、観光農園・交流施設>
市町村が補助する経費の1/2以内(事業費の1/3を超えないこと)
<ソフト事業:地区推進>
1/2以内

○アドバイザーの派遣(費用は予算の範囲内において県が負担)

- ・グリーンツーリズム推進事業の事業計画策定及び実施に必要な専門家を派遣

※詳しい内容については、最寄りの市町村もしくは振興局農業水産振興課にお問い合わせ下さい。